



# 高知市交通バリアフリー基本構想

平成 15 年 4 月

高知市

## 目次

1. 背景と目的 .....	1
(1) 背景と目的 .....	1
(2) 目標年次 .....	1
(3) 構想の位置付け .....	1
2. 高知市の概況 .....	3
(1) 概況 .....	3
(2) 交通 .....	4
(3) 人口 .....	5
(4) 都市計画区域・用途地域 .....	6
3. 高知市の上位・関連計画 .....	8
(1) 高知市総合計画（2001） .....	8
1) 総合計画の構成 .....	8
2) 基本構想 .....	8
3) 基本計画 .....	11
4) 基本計画各論及び実施計画(バリアフリー施策に関する部分の抜粋) .....	12
(2) 高知県ひとにやさしいまちづくり条例(平成9年4月施行) .....	14
1) 条例の理念 .....	14
2) 条例の目的 .....	14
3) 責務の概要 .....	15
4) 条例の構成 .....	16
4. 高知市における交通バリアフリー化に対する基本的な考え方 .....	17
5. 重点整備地区の設定 .....	19
(1) 重点整備地区の設定に関する基礎資料の整理 .....	19
1) 地区別高齢化率・人口密度、身体障害者率・人口密度 .....	19
2) 人の流動 .....	22
3) 公共交通機関利用状況 .....	24
4) 主要施設の分布状況 .....	26
(2) 重点整備地区の設定 .....	27
1) 特定旅客施設の要件 .....	27
2) 配置(施設の分布)要件 .....	28
3) 課題要件 .....	28
4) 効果要件 .....	29
(3) 重点整備地区の範囲についての考え方 .....	30
(4) 特定経路及びネットワーク経路の設定 .....	32

<b>6. 重点整備地区における整備計画</b>	<b>34</b>
(1) 公共交通施設等の整備計画	34
1) 鉄道駅	34
2) 駅前広場	35
3) 車両	36
4) バス停留所	36
5) 路面電車停留場	37
(2) 道路施設の整備計画	38
1) 道路施設の課題と整備の考え方	38
2) 道路の実施すべき事業内容	39
(3) 交通安全施設の整備計画	42
1) 交通安全施設の課題と整備の考え方	42
2) 交通安全施設の実施すべき事業内容	42
(4) その他の事業の整備計画	43
1) その他の事業の課題と整備の考え方	43
2) その他の事業の実施すべき事業内容	43
<b>7. 高知市における交通バリアフリー基本構想の推進に向けて</b>	<b>44</b>
(1) 市民・事業者・行政の役割	44
(2) 推進に向けた協議組織の検討	44

## ■参考資料

(1) 高知市中心市街地活性化基本計画（平成11年3月）	参- 1
(2) 高知市の主要プロジェクト	参- 6
(3) 既往バリアフリー関連点検調査実施状況	参-10
(4) 歩行点検調査の結果	参-11
(5) 主要施設の分布状況	参-23
(6) 高知市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿	参-29

## 1.背景と目的

### (1) 背景と目的

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称：交通バリアフリー法)は平成12年5月17日に公布され、同年11月15日から施行されました。当法律では、公共交通事業者にバリアフリー化に向けた施設整備を義務付ける一方で、自治体にあっては、一定規模の旅客施設を中心とした地区(重点整備地区)において面的なバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための「交通バリアフリー基本構想」を策定できると規定されています。

一方、高知市においては、高知市総合計画(2001)にもうたわれているように、誰もが安全かつ快適に暮らせるユニバーサルデザインをキーワードに、今後のまちづくりを進めており、交通バリアフリー法に基づいた、人々の円滑な移動を目指した地域づくりは、高知市にとって大変重要な施策となると考えます。

高齢者、身体障害者等の移動に係る身体の負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性の向上を図るために、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を策定することを目的とします。

### (2) 目標年次

基本構想の整備目標年次は、移動円滑化に関する基本方針に基づき、2010年(平成22年)とします。

ただし、バリアフリーに関する施策は、実現可能なものから順次取り組むことが重要と考えられることから、事業ごとの整備目標年次を可能な限り段階的に設定し、短期的施策についても明らかにするものとします。

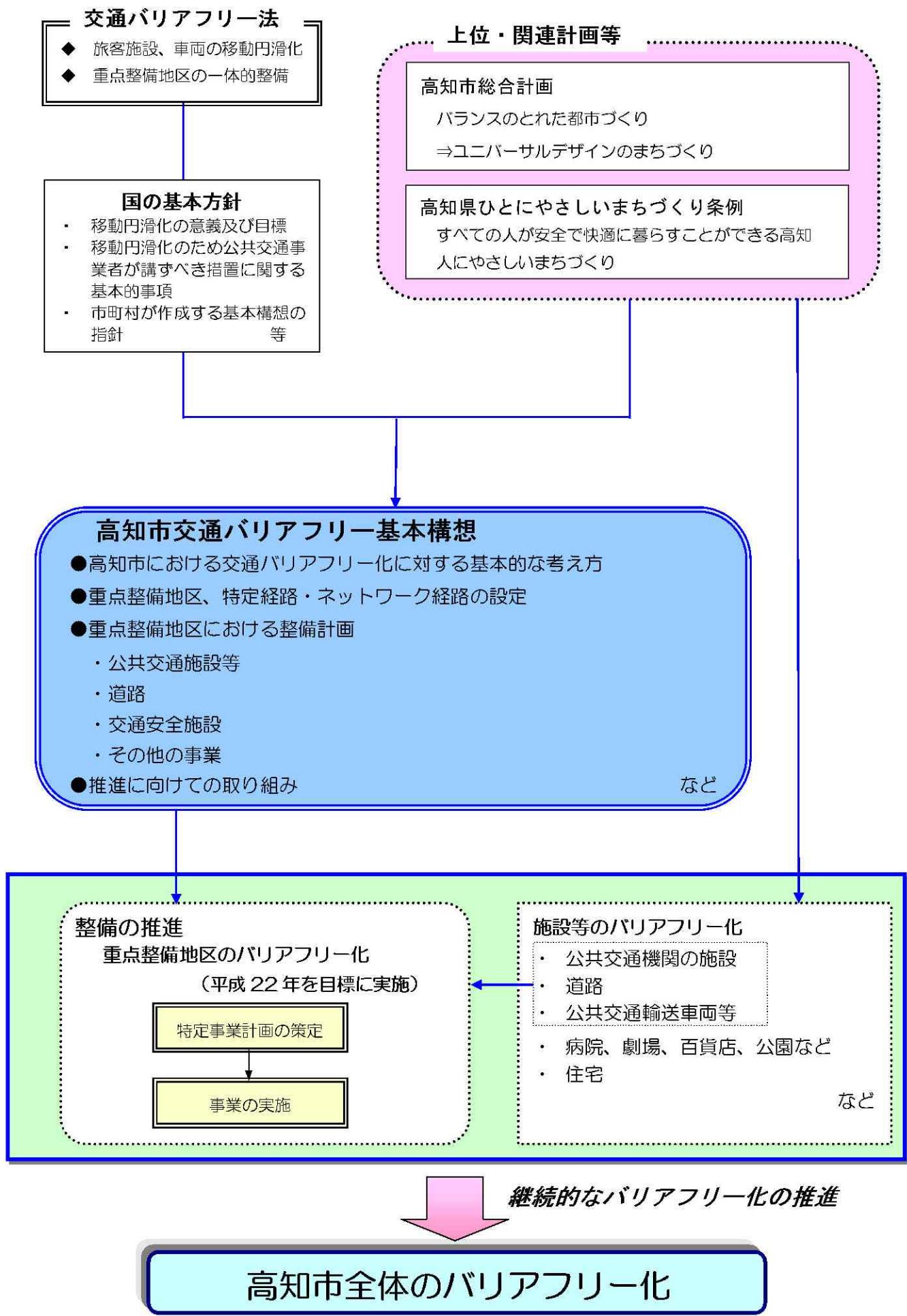
さらに、より望ましい面的な歩行者移動空間の実現を図るため、2010年以降の長期的な取り組みについても記載します。

### (3) 構想の位置付け

基本構想は、交通バリアフリー法及び基本方針に基づくとともに、高知市の長期的な市政運営の基本方針を示した「高知市総合計画(2001)」、また、福祉施策等の上位・関連計画との整合を図ったものとします。

また、本構想で設定する重点整備地区的バリアフリー化やその他建築物等のバリアフリー化に向けた整備を推進し、さらにこれらの継続的な取り組みによって高知市全体のバリアフリー化を図るものとします。

## 高知市交通バリアフリー基本構想の概念フロー



## 2. 高知市の概況

### (1) 概況

高知市は四国南部のほぼ中央に位置し、西方と北方には山岳がめぐり、東方には肥沃な美田が続き、南方は浦戸湾を経て太平洋に臨んでおり、海、山、川などの自然環境に恵まれています。

土地は総体的に低く、東・南部の湿田地帯は−1.0m、市中央部の県庁前が3.0m、筆山公園は約120m、北方山岳地帯が400~600mという現状で、約7km<sup>2</sup>がゼロメートル地帯です。

また、雨量が多く、ことに毎年夏から秋にかけて台風の来襲が度々ありますが、北に四国山脈、南に黒潮の暖流がめぐる南国的な都市となっています。

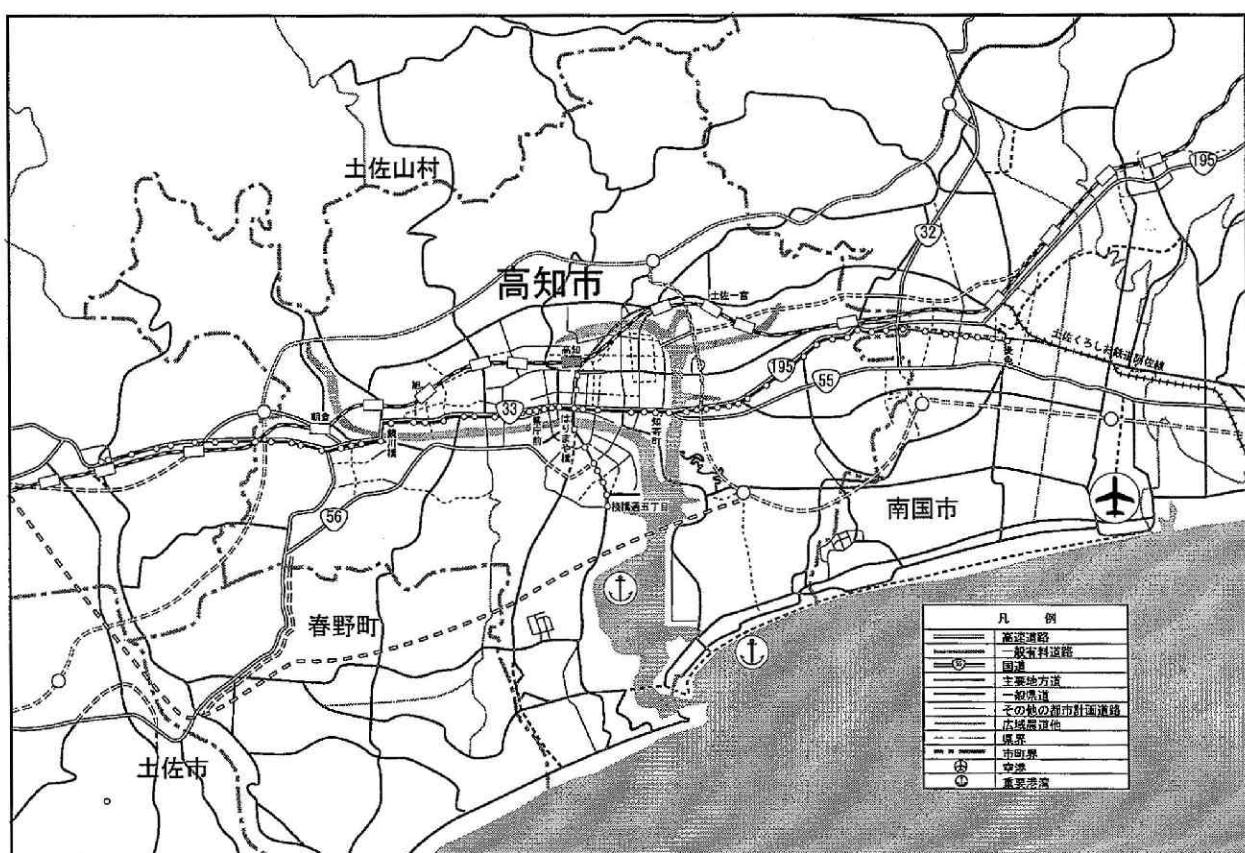


## (2) 交通

高知市を中心とする交通体系は、四国横断自動車道や高知東部自動車道などにより、西日本各地と良好なアクセスが確保されつつあります。

都市圏の幹線道路網体系は、高知市の都心地区を中心に、東方向に国道 55 号、195 号、西方向に国道 33 号、56 号、北方向に国道 32 号が放射状に配置され、高知市と他市町村を連結しています。

高知市内の鉄道は、JR 土讃線が東西方向に配置されているとともに、また、土佐電気鉄道(株)の路面電車が市街地を東西・南北に十字に交差する形で運行されています。



### (3) 人口

平成12年現在、高知市の人口は約33万人、世帯数は約14万世帯です。昭和50年と比較すると、人口は17.7%、世帯数では43.6%の増加となっています。

年齢別人口は、65歳以上の人口が、近年増加傾向にある一方で、若年層（特に15歳未満）は減少し、少子高齢化の傾向にあるといえます。

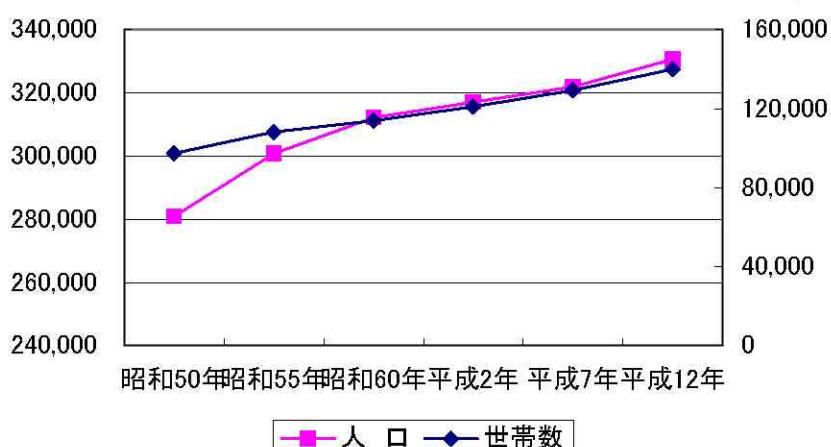
高知市の人口・世帯数

単位:人

	昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度
人口	280,962	300,822	312,241	317,069	321,999	330,654
世帯数	97,469	108,346	113,937	121,022	129,298	139,997
一世帯当たりの人員	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4

資料:国勢調査  
(世帯)

(人)

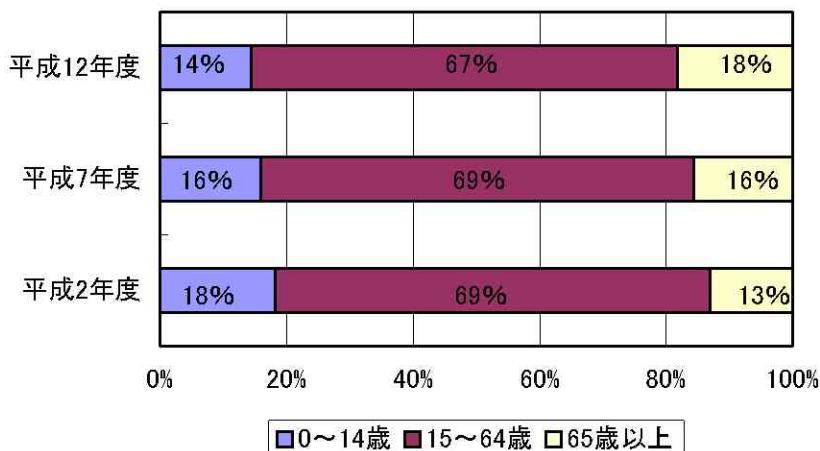


年齢別人口の推移

単位:人

	平成2年度	平成7年度	平成12年度
0～14歳	57,041	51,064	47,335
15～64歳	216,199	220,188	221,951
65歳以上	40,890	50,102	60,130

出典:国勢調査



#### (4) 都市計画区域・用途地域

高知市では、都市計画規制の中心をなすものとして、市街化区域と市街化調整区域からなる 12,311ha の都市計画区域を定めています。市街化区域は、都市計画区域面積の 40.8%、5,029ha を占めています。一方市街化調整区域 7,282ha は自然を保全し無秩序な市街地の拡散を抑制する区域となっており、都市計画区域の 59.2%を占めています。

このうち、市街化区域においては、地域間の合理的な機能分担を図ることを目的に 12 種類の用途地域の指定を行い、土地利用の純化・適正化を誘導しています。

##### <都市計画区域面積>

単位 : ha

都市計画区域面積	市街化区域	市街化調整区域
12,311	5,029	7,282

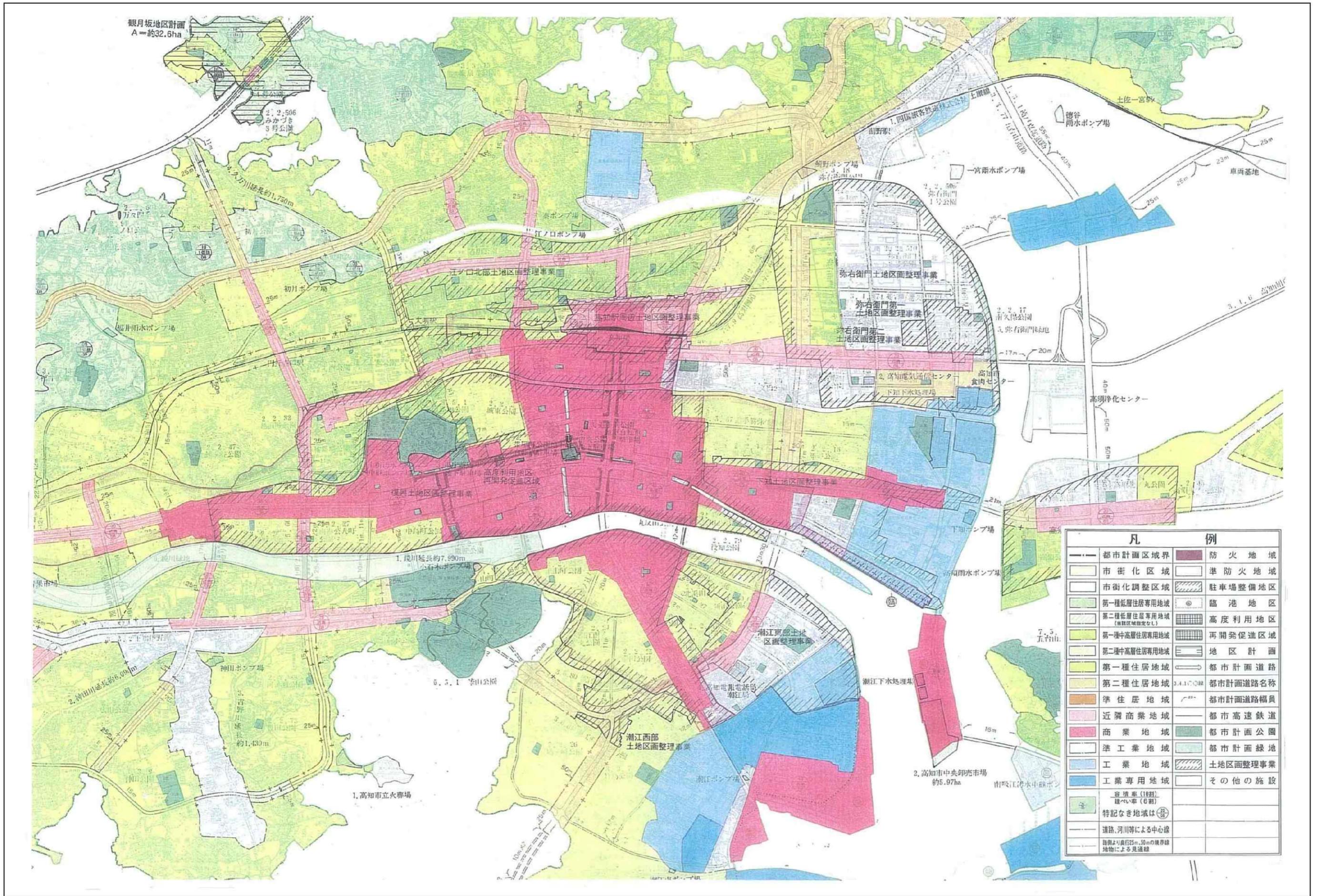
(平成 15 年 3 月現在)

##### <用途地域>

単位 : ha

住居系						商業系		工業系			用途地域 計	
第1種低層 住居専用 地域	第2種低層 住居専用 地域	第1種中高 層住居専 用地域	第2種中高 層住居專 用地域	第1種住 居地域	第2種住 居地域	準住居地 域	近隣商業 地域	商業地域	準工業地 域	工業地域		
613	—	1,772	40	956	267	17	223	308	446	237	150	5,029

(平成15年3月現在)



### 3. 高知市の上位・関連計画

#### (1) 高知市総合計画（2001）

##### 1) 総合計画の構成

###### ● 基本構想 ~2020 年度（平成 32 年度）

将来の都市像と都市理念を掲げ、実現するための基本目標と施策の大綱を表し、長期的な市政運営の基本方針を示す計画。

###### ● 基本計画 ~2010 年度（平成 22 年度）

基本構想に示されている施策の大綱に基づく施策体系と、施策の内容を具体的に示した中期的な計画。

###### ● 実施計画 ~2003 年度（平成 15 年度）

基本計画に示された施策への具体的な取り組みを表す短期的な計画で、毎年度における予算編成及び事業実施の指針となる計画。

○期間3年間（2001 年度～2003 年度）以後、3 年度ごとに策定

##### 2) 基本構想

###### ● 将来の都市像

###### 「ひと・まち・みどりが輝く ふれあい元気都市」

高知市では、美しい自然と歴史に培われた個性と創造の精神を受け継ぎ、「ひと・まち・みどりが輝くふれあい元気都市」を将来の都市像とし、以下の様な社会を築くとしています。

- ・ ひとが輝き、まちが輝き、みどりが輝く
- ・ 住む人、訪れる人がふれあい
- ・ 様々な豊かさを体感できる
- ・ 21 世紀にふさわしいふれあい拠点

###### ● 都市づくりの理念

###### 龍馬の心が息づくまち「龍馬都市」

高知市では、様々な課題が山積みする今日において、めざす都市像を実現するために、今一度、偉大な先人龍馬の心と生き方に学び、龍馬の心が息づくロマンあふれるまち、いわば龍馬都市として、10 の理念をもって、21 世紀の新しいまちづくりに取り組んでいくとしています。

- ・ 進取の精神をもって都市構造改革に取り組み、個性あるまちづくりを進める。
- ・ 先見性のある行動によって、環境と共生するまちづくりを進める。
- ・ 未来を拓く創造的発想と経営感覚を發揮し、産業の振興を図る。

- ・思いやりの心をもち、健康で安心して暮らせるまちづくりを進める。
- ・人と出会い、お互いが学び高めあえる交流の場を提供する。
- ・時代を担う人材を育て、才能を発揮する機会を創る。
- ・協調と平和の精神で世界とふれあう国際交流を進める。
- ・自由平等を尊び、あらゆる人権が尊重され、人が大切にされる社会を築く。
- ・自立の精神と行動性を発揮し、市民主導のまちづくりを進める。
- ・土佐の風土と伝統を大切にし、新しい魅力あふれる文化を創造する。

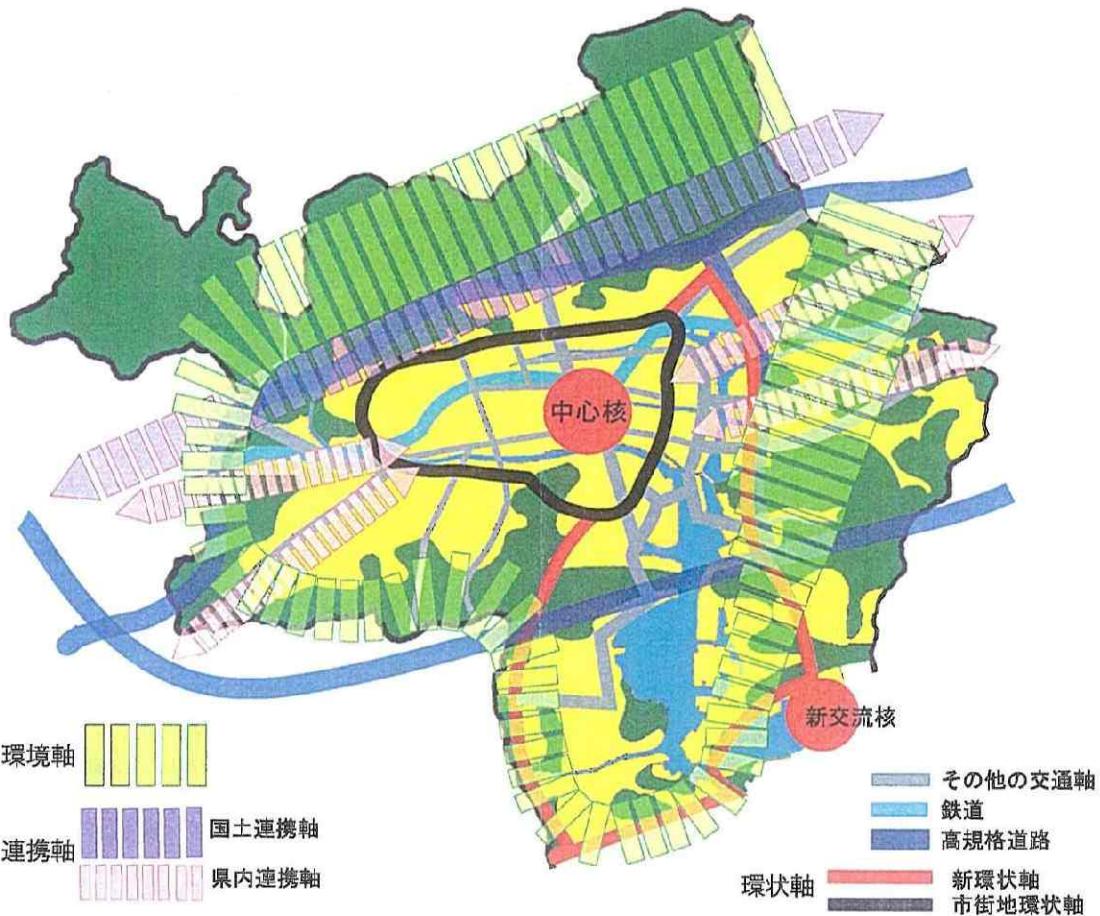
## ●土地利用及び都市の構造

市域を都心、既成市街地、周辺市街地、自然地域に大きくゾーニングし、それぞれの地域の性格づけを行い、効果的で、バランスのとれた都市空間を目指し、市街地は、都市計画制度の活用を図るなど、既成市街地の再構築を進め、業務の集積と居住を誘導するとともに、都心の集積力を高めるなど、多様で機能的な市街地を形成するとしています。

**土地利用の概念図**



## 都市構造の概念図



### ■新しい都市軸の形成

#### ■国土と県内を結ぶ連携軸

- 国土連携軸：高速道路を動脈とする四国・中国・近畿地方と連結する広域連携軸
- 県内連携軸：広域幹線道路を動脈とする県内市町村を連結する広域連携軸

#### ■既成市街地と周辺市街地を結ぶ環状軸

- 市街地環状軸：既成市街地の周辺を結ぶ環状軸
- 新環状軸：既成市街地と新交流核との連携を誘導する環状軸

#### ■海と川と緑を保全する環境軸

- 浦戸湾環境軸：鷲尾山、浦戸湾周辺、五台山、国分川等を結ぶ環境軸
- 鏡川流域環境軸：北山、旭、朝倉、鷲尾山等を結ぶ環境軸

### ■都市核の形成

#### ●中心核

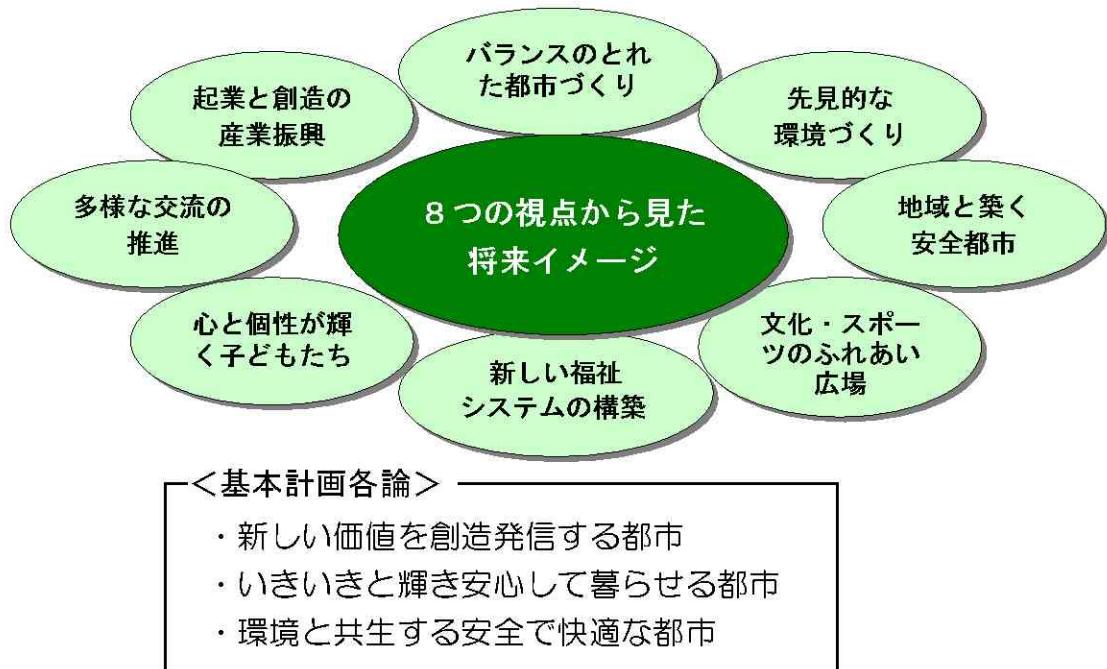
政治・経済・文化などの中枢的機能が集中する都市の中心的空间

#### ●新交流核

高知新港の整備等による新たな交流機能によって形成される核

### 3) 基本計画

基本計画ではまず、以下の8つの視点から10年後の高知市の将来のイメージを描いたうえで、3つの各論を整理しています。



上記の中でも特に、「バランスのとれた都市づくり」では、

○高次都市機能の集積

県域の中核にふさわしい、求心力のある都市中心核を形成

○秩序ある市街地の形成

自然環境と共生した美しい都市を形成

○市街地中心部への居住誘導

人口の空洞化を解消し、にぎわいのある都市を形成

○ユニバーサルデザインによるまちづくり

すべての人が安心で快適に暮らせる都市を形成

を目指すとしており、各論においても、人にやさしい交通環境の整備やいきいきとした社会参加の推進、主体性をもって暮らせる環境づくりなど、多岐にわたって具体的なユニバーサルデザイン思想を取り入れたバリアフリー施策が示されています。

#### 4) 基本計画各論及び実施計画（バリアフリー施策に関する部分の抜粋）

##### ① 発展を支える総合交通体系の整備

###### ● 人にやさしい交通環境の整備

###### 基本計画

- ・バリアフリーの道づくりの推進
- ・道路網の再編成の推進
- ・LRV(超低床電車)の導入促進

###### 実施計画

- ・バリアフリーの道づくりの推進
- ・道路網の再編成の推進
- ・LRV(超低床電車)の導入促進

##### ② やさしさあふれる高齢社会づくり

###### ● いきいきとした社会参加の推進

###### 基本計画

- ・老人クラブ活動への助成
- ・高齢者のボランティア活動の推進
- ・高齢者の閉じこもり予防
- ・高齢者教室及び各種講座の開設
- ・高齢者の就労・就業支援

###### 実施計画

- ・学校ミニデイサービスの実施
- ・老人クラブ活動への積極的な支援
- ・高齢者のボランティア活動の推進
- ・シルバー人材センターの活用促進

##### ③ 自立いきいき障害者福祉の充実

###### ● 主体性をもって暮らせる環境づくり

###### 基本計画

- ・障害者の就業促進
- ・文化及びスポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・コミュニケーション支援
- ・移動支援の充実
- ・障害者団体の育成

###### 実施計画

- ・社会環境等の整備
- ・身体障害者療護施設の整備への支援

###### ● 理解と交流促進

###### 基本計画

- ・交流事業の拡充
- ・広報・啓発活動の充実
- ・障害者理解のための教育

###### 実施計画

- ・理解と交流の促進

###### ● バリアフリー化の推進

###### 基本計画

- ・安心して生活できるバリアフリーの環境整備
- ・住宅改善の推進

###### 実施計画

- ・バリアフリー化の推進

#### ④ 快適で安全な生活環境づくり

##### ● 交通安全対策の強化

###### 基本計画

- ・交通安全教育の推進
- ・交通安全運動の推進
- ・自転車等放置防止対策の推進
- ・違法駐車防止対策の推進

###### 実施計画

- ・交通安全教育の推進
- ・交通安全運動の推進
- ・自転車等放置防止対策の推進
- ・違法駐車防止対策の推進

##### ● 多様で良質な住宅ストックの形成

###### 基本計画

- ・老朽市営住宅の建替
- ・モデル団地の検討
- ・既存市営住宅の改修
- ・市営住宅の駐車場整備の促進
- ・良質な持家取得の促進
- ・住情報システムの構築
- ・環境共生住宅供給の促進
- ・地場素材を活かした木造住宅の普及
- ・緑豊かな住環境の整備
- ・ユニバーサルデザインによる  
バリアフリー化の推進

###### 実施計画

- ・市営住宅の建替の推進
- ・ユニバーサルデザインによる  
バリアフリー化の推進
- ・既存市営住宅の改修
- ・市営住宅の駐車場整備
- ・住情報発信システムの検討
- ・地場産材を活かした住宅の普及促進
- ・緑豊かな住環境の整備

## (2) 高知県ひとにやさしいまちづくり条例（平成9年4月施行）

高知県では、すべての県民が安全で快適に暮らすことのできる社会の実現に向けて、平成9年4月に「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」が施行されました。

以下に条例の理念、目的及び行政、事業者等の責務、構成を整理します。

### 1) 条例の理念

私たちのふるさと高知では、豊かな自然の中で温かい人々の心がはぐくまれてきた。

この高知において、私たち一人一人が、住み慣れた地域で個人として尊重され、生きがいをもって安全で快適な生活を営むことができる社会をつくることは、私たち県民すべての願いであり、また、責務である。

こうした社会を実現するためには、障害者や高齢者を含むすべての県民が自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することができるひとにやさしいまちづくりに、県民一人一人がその責務を自覚し、連携して取り組み、行動を制約している様々な障壁を取り除いていくことが必要である。

ここに、私たちは、すべての県民が安全で快適に暮らすことができる高知の実現を目指して、県民の温かい心に支えられた、ひとにやさしいまちづくりを進めていくことを決意して、この条例を制定する。

### 2) 条例の目的

この条例は、ひとにやさしいまちづくりにおいて、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用することができる施設等の整備その他のひとにやさしいまちづくりのために必要な施策を推進し、もってすべての県民が安全かつ快適に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### 3) 責務の概要

#### ■ 「県」

- ひとにやさしいまちづくりに関する総合的な施策の策定及び実施

#### ■ 「市町村」

- 区域の実情に応じた、ひとにやさしいまちづくりに関する施策の策定と実施
- 県が実施するひとにやさしいまちづくりに関する施策への協力

#### ■ 「事業者」

- 事業活動を行う際の、やさしいまちづくりへの自らの取り組み
- 県、市町村が実施するひとにやさしいまちづくりに関する施策への協力

#### ■ 「県民」

- やさしいまちづくりについての理解と自らの取り組み
- 県、市町村が実施するひとにやさしいまちづくりに関する施策への協力
- 障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう整備された施設等について、整備の趣旨に沿った利用

#### 4) 条例の構成

前文	
●第1章：総則	<ul style="list-style-type: none"><li>・第1条（目的）</li><li>・第2条（定義）</li><li>・第3条（県の責務）</li><li>・第4条（市町村の責務）</li><li>・第5条（事業者の責務）</li><li>・第6条（県民の責務）</li></ul>
●第2章：施策の基本方針等	<ul style="list-style-type: none"><li>・第7条（施策の基本方針）</li><li>・第8条（啓発活動）</li><li>・第9条（情報の提供）</li><li>・第10条（ボランティア活動の促進）</li><li>・第11条（推進体制の整備）</li><li>・第12条（財政上の措置）</li></ul>
●第3章：施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・第13条（公共的施設の整備）</li><li>・第14条（整備基準）</li><li>・第15条（整備基準への適合）</li><li>・第16条（機能の維持）</li><li>・第17条（適合証の交付等）</li></ul>
第1節 公共的施設の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・第18条（新築等の届出）</li><li>・第19条（指導及び助言）</li><li>・第20条（工事の完了の届出）</li><li>・第21条（勧告）</li><li>・第22条（公表）</li><li>・第23条（報告の徴収等）</li><li>・第24条（立入調査）</li></ul>
第2節 特定施設の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・第25条（公共輸送車両等の整備）</li><li>・第26条（報告の徴収等）</li><li>・第27条（住宅の整備）</li></ul>
第3節 公共輸送車両等及び 住宅の整備	
●第4章：雑則	<ul style="list-style-type: none"><li>・第28条（国等に関する特例）</li><li>・第29条（委任）</li></ul>
付則	<ul style="list-style-type: none"><li>1（施行期日）</li><li>2（経過措置）</li></ul>

## 4. 高知市における交通バリアフリー化に対する基本的な考え方

高知市における交通バリアフリー化についての基本的な考え方を以下に設定します。

### 【基本方針】

#### ■ 誰もが安全かつ快適に暮らせるユニバーサルデザインのまちづくり

総合計画の中でもうたっているように、高知市では、「誰もが安全かつ快適に暮らせるユニバーサルデザイン」をキーワードに各種施策を総合しながら、今後のまちづくりを推進する計画です。

本基本構想においても、この考え方を踏襲し、「誰もが安全かつ快適に暮らせるユニバーサルデザインのまちづくり」を基本方針として、交通バリアフリー化を図るものとします。

したがって、交通バリアフリー化に向けた基本的な視点を以下のように考えます。

#### ○ すべての人にやさしい移動環境を創る

旅客施設、車両、道路などをすべての人にやさしい環境となるように整備や改善を進める

#### ○ 利用者意見を反映させた交通バリアフリー化を進める

利用者、特に高齢者・身体障害者等と意見交換を行いながら整備や改善を進める

#### ○ 市民一人ひとりがバリアフリーを理解し、自主的に“こころのバリアフリー”を推進する

バリアフリーについて正しく理解し、市民一人ひとりができる“こころのバリアフリー”に取り組む

#### ○ 繼続的にバリアフリー化に取組み、改善を図る

一過性のものとして終ることのないよう、整備・改善を継続的に進める

## 【重点整備地区における考え方】

### ■ 重点整備地区を設定し、基本構想を策定

高知市では、道路のバリアフリー化、公共交通体系の整備、LRV(超低床電車)の導入促進など、様々な施策をもって、人にやさしい交通環境の実現を目指しています。

したがって、様々な課題が輻輳し、公共交通事業者、道路管理者、交通管理者を含めて一体的に推進すべき地区を重点整備地区として設定し、基本構想を策定します。

また、交通バリアフリー基本構想の策定は、高知市のユニバーサルデザインのまちづくりに向けて、ひとつのステップであると考えられます。

### ■ 基本構想の策定は、効果の高い地区から先行的に着手

重点整備地区では、基本構想に沿って、各関係事業者が集中して事業を実施することになっています。

したがって、交通バリアフリー法の各要件に沿って、総合的な都市機能の増進を図る上で、有効かつ適切であると判断できる効果の高い地区から、また、公共交通利用者のみならず、市民にとって利益の高い地区から先行して基本構想の策定を順次進めるものとします。

### ■ 基本構想は関係事業者、市民の参加のもと策定

基本構想は、当事者参加を前提に、市民と各事業者がお互いの理解と協力のもと、一体となった推進体制により策定すべきと考えます。

高知市では、基本構想そのものを、ユニバーサルデザイン化への啓発活動の一環としてもとらえ、ここで得られた考え方は、今後の全市のまちづくりに生かすべきものと考えます。

## 【重点整備地区以外における考え方】

### ■ 基本構想を基本に、今後さらなる全市的なユニバーサルデザイン施策を推進

交通バリアフリー基本構想は、総合計画等との整合を図るものとし、今後の全市的な移動の円滑化に関する施策の基本的な方向性を設定するものと捉えています。

したがって、重点整備地区以外でも本基本構想を基本に他の事業等を活用した歩道のバリアフリー化等を推進します。また、低床バスの導入等の人にもやさしい交通環境の整備についても推進し、すべての人が安心で快適な暮らしができる、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。